

【表紙】

| | |
|---------------|--|
| 【提出書類】 | 公開買付届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成25年4月30日 |
| 【届出者の氏名又は名称】 | MXホールディングス株式会社 |
| 【届出者の住所又は所在地】 | 東京都港区赤坂四丁目15番1号 赤坂ガーデンシティ15階 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 同上 |
| 【電話番号】 | (03) 3282 - 3531 |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役 阿部 達也 |
| 【代理人の氏名又は名称】 | 該当事項はありません |
| 【代理人の住所又は所在地】 | 同上 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 同上 |
| 【電話番号】 | 同上 |
| 【事務連絡者氏名】 | 同上 |
| 【縦覧に供する場所】 | MXホールディングス株式会社 (東京都港区赤坂四丁目15番1号 赤坂ガーデンシティ15階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

(注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、MXホールディングス株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、NECモバイルリング株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとし、

(注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。

(注9) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

NECモバイリング株式会社

2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3【買付け等の目的】

(1) 公開買付けの概要

当社は、本書提出日現在において、丸紅株式会社（以下「丸紅」といいます。）が、その発行済株式の全てを保有する株式会社です。

この度、当社は、平成25年4月26日の取締役会決議において、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部に上場している対象者の発行済普通株式（以下「対象者普通株式」といいます。）の全て（対象者が保有する自己株式を除きます。以下同じです。）を取得し、対象者を当社の完全子会社とすることを目的として、公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決定いたしました。

本公開買付けにおいては、買付予定数の下限を7,410,000株（対象者の親会社である日本電気株式会社（以下「NEC」といいます。）が本書提出日現在所有する株式数に相当し、対象者が平成25年2月7日に提出した第41期第3四半期報告書（以下「対象者第41期第3四半期報告書」といいます。）に記載された平成24年12月31日現在の対象者普通株式の発行済株式総数（14,529,400株）に占める割合（以下「所有割合」といいます。）にして51.00%（小数点以下第三位を四捨五入。以下比率の計算において、特に別の取扱いを定めていない限り、同様に計算しております。）となります。）としており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合には応募株券等の全部の買付けを行いません。一方、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設けておりませんので、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上の場合には、当社は、応募株券等の全部の買付けを行います。本公開買付けにより、当社が対象者普通株式の全てを取得できなかった場合であって、かつ、対象者第41期第3四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の対象者普通株式の発行済株式総数（14,529,400株）から対象者第41期第3四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の対象者が保有する自己株式（143株）を控除した数（14,529,257株）に占める応募株券等の総数の比率（以下「応募比率」といいます。）が3分の2（株式数にして9,686,172株）以上に達した場合には、後記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載されている対象者を完全子会社化するための各手続（以下「本完全子会社化手続」といいます。）を実施する予定です。なお、応募比率が3分の2未満となった場合においては、本完全子会社化手続の実施を見合わせ、対象者普通株式は東京証券取引所市場第一部において上場を維持する予定です。

なお、直近1ヵ月前後の対象者普通株式の市場株価の急騰を受け、本公開買付けにおける対象者普通株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本買付価格」といいます。）は直近1ヵ月前後の市場株価を下回っておりますが、かかる対象者普通株式の市場株価の急騰は、平成25年3月26日に一部報道機関から本件に関する憶測報道がなされたことによるものと推測されます（なお、当該報道以降の対象者普通株式の市場株価の変動については、後記「(6) 買付け等の価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「公開買付者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」の記載もご参照ください。）。

また、当社の完全親会社である丸紅は、対象者普通株式7,410,000株（所有割合にして51.00%）を所有するNECとの間で、平成25年4月26日付で本公開買付けの実施及び株券の応募に関する契約書（以下「本応募契約」といいます。）を締結し、NECがその所有する対象者普通株式の全てを、本公開買付けに応募する旨の合意をしております（本応募契約の概要については、後記「(3) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「本応募契約」をご参照下さい。）。

なお、対象者公表の平成25年4月26日付「丸紅株式会社の完全子会社であるM Xホールディングス株式会社による当社普通株式に対する公開買付けに関する意見表明及び丸紅株式会社との資本業務提携契約締結のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、平成25年4月26日開催の取締役会において、対象者の企業価値の向上に関する検討、公開買付者の意向、後記「(6) 買付け等の価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」に記載の株式価値算定書及びG C A S意見書（後記「(6) 買付け等の価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」に定義されます。以下同じです。）、後記「(6) 買付け等の価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した法律事務所からの助言」に記載の法的助言、後記「(6) 買付け等の価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社による決定が少数株主にとって不利益でないことに関する意見の入手」記載の意見書を踏まえたうえで、本公開買付けの諸条件、公開買付者の親会社である丸紅と対象者との間の平成25年4月26日付資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。本資本業務提携契約の概要については、後記「(3) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「本資本業務提携契約」をご参照ください。）による丸紅及びその連結対象会社（以下「丸紅グループ」と総称します。）とのシナジー効果や補完関係等を総合的に考慮し、慎重な協議及び検討を行った結果、本公開買付けの成立を前提とした安定した資本関係に基礎を置きつつ、当社との間でより強固な提携関係を構築することが、対象者の企業価値の向上に資するものと判断し、本公開買付けに賛同する旨を決議したとのことです。一方で、本買付価格は、後記「(6) 買付け等の価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」に記載の株式価値算定書の算定結果及びG C A S意見書に照らして妥当な水準ではあると考えるものの、直近1ヵ月前後の市場株価を下回っているという状況に鑑みて、本買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

上記対象者取締役会においては、対象者の取締役のうち松倉肇氏及び木下肇氏の2名（以下「N E C派遣取締役」と総称します。）は、本公開買付けに関し丸紅との間で本応募契約を締結しているN E Cから派遣された役員であるため、利益相反の疑いを回避する観点から、本公開買付け及び本完全子会社化手続に関する審議及び決議には一切参加しておりません。当該取締役会においては、N E C派遣取締役を除く7名（うち2名は独立した社外取締役）の取締役が出席し、出席した取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同する旨、本買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねる旨、及び本資本業務提携契約を締結する旨の決議を行ったとのことです。また、当該取締役会には、対象者の監査役のうち本公開買付けに関し丸紅との間で本応募契約を締結しているN E Cから派遣された役員である川上耕毅氏を除く監査役3名（うち1名は独立した社外監査役）が出席し、本公開買付けに賛同すること、本買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねること及び本資本業務提携契約を締結することについて異議がない旨の意見を全員が述べているとのことです。

(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

当社の完全親会社である丸紅及び丸紅グループは、総合商社として各種物品の売買及び貿易業を主たる事業として行っており、全世界にまたがる営業拠点及びその情報ネットワークを活用し、あらゆる分野にわたる事業展開を行っております。加えて、取引先に対する各種ファイナンスの提供、各種プロジェクトのオーガナイザーとしての機能の発揮、資源開発や先端技術分野への事業投資等多角的な取り組みを行っております。

丸紅はこれらの事業を、食料、エネルギー・化学品、金属、機械、生活産業の5グループと、その傘下に位置する12営業部門を中心に推進しております。生活産業グループの中の情報・金融・不動産部門では、I C T（Information and Communication Technology：情報や通信に関する技術の総称）分野への取り組みに注力しており、中でも携帯電話販売や携帯電話端末を活用した各種ソリューション・サービスの提供を行うモバイルビジネスを最重点注力分野の一つに据えております。携帯電話販売市場は、対人口普及率が1人1台以上の時代を迎えているものの、スマートフォン、タブレット端末をはじめデジタルフォトパネル等の周辺機器、或いは機器向けの通信モジュール等の新たな回線需要が期待でき、更に法人企業におけるスマートデバイスの業務用利用が益々本格化することからも、一層の需要増が期待されております。その中で、丸紅は対象者と同種の事業を営む丸紅テレコム株式会社（以下「丸紅テレコム」といいます。）を中核事業体として位置付け、直営キャリアショップ等を通じた一般顧客向け、及び各種の営業活動を通じた法人顧客向けの双方に対し、スマートフォン、タブレット端末等のスマートデバイスの利用特性に則した付加価値の高いサービス・機能を、顧客の意向を踏まえて提案・提供することを志向しております。

一方、対象者は昭和47年、移動無線機器及び通信機器の製造・保守サービス、機器に関する工事の設計、請負、機器及びその部品の販売等に関する業務を目的として設立されました。その後、平成4年に株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（旧商号：エヌ・ティ・ティ中央移動通信株式会社）と携帯電話等の代理店契約を締結し、キャリアショップの運営を開始しました。また、対象者は、平成14年2月に東京証券取引所市場第二部に株式上場を果たし、翌年の平成15年3月には同取引所市場第一部に移行いたしました。このような沿革から、対象者は、保守サービスなどの技術力と販売拠点の両方を有する特色を活かし、次世代の移动通信サービスにも迅速な対応ができる体制を日々強化すると共に、より一層の成長を目指し、事業の発展、業績の向上と企業価値の向上に努めてきました。近年においては、保守サービスなどの技術を基盤としながら、全国に展開しているキャリアショップを中心とする販売拠点を「セールスプラットフォーム」と位置付けて強化・拡大し、モバイルに関連する取扱商材を拡大していくと共に、通信分野の幅広い事業活動を展開してきました。

このような状況の中、当社の完全親会社である丸紅は、平成24年12月下旬から、対象者の親会社であるNECが、対象者の新たなパートナーを検討するために、その保有する対象者普通株式の譲渡を複数の買付候補者に打診したことに始まる入札プロセスに参加し、NEC及び対象者から提出された対象者の事業・財務・法務等に関する資料の精査、対象者の経営陣との面談等の買収監査（デュー・ディリジェンス）を実施し、フィナンシャル・アドバイザーとして野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を選定した上で、対象者普通株式の取得について分析、検討を進めて参りました。

当社の完全親会社である丸紅は、NECに対して分析、検討を経た本買付価格を含む本公開買付けに関する諸条件を提示し、NECの選考の結果、平成25年4月、最終買付者候補者として選定されました。その後、NEC及び対象者との間で交渉を進めて参りました。その結果、諸条件の合意に至ったことから平成25年4月26日に、NECとの間で本応募契約を締結し、また、同日付で、対象者との間で本資本業務提携契約を締結いたしました。本応募契約及び本資本業務提携契約の概要については、後記「(3) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照下さい。

以上のとおり、当社は対象者を携帯電話販売事業における業界の雄として、モバイルビジネスにおける豊富な業務経験、効率的なキャリアショップ運営体制、付加価値の高い法人営業力、自主性及び創造性のある対象者の役員及び従業員等を、本公開買付け後も尊重される経営の自主性と共に有していると認識しております。そして、対象者を当社の完全子会社とすることにより、当社の完全親会社である丸紅グループ企業との多面的な連携関係を構築し、また、対象者と同じ事業を営む丸紅テレコムとの間で営業面、店舗運営実務面でのノウハウ共有・相互活用を図る相乗効果の追求が可能となります。

対象者を完全子会社化した後は、対象者と丸紅テレコムが重複して保有する機能・資産・契約等を集約し共有しつつ、異なる経営インフラの統一等を進めることで、キャリアショップ運営や法人営業を競争力ある形で一体となって提供する実質的な経営統合メリットの享受を志向する予定です。また、応募比率が3分の2未満となり、対象者普通株式が東京証券取引所市場第一部において上場を維持することとなった場合であっても、当該経営統合メリットを追求していく予定です。

なお、丸紅は、NECとの間において、本公開買付けが成立した場合には、NEC派遣取締役及びNECから派遣されている対象者の監査役1名（川上耕毅氏）に退任していただくことを合意しております。

また、後記「(3) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」の「本資本業務提携契約」に記載のとおり、丸紅は、対象者との間において、本公開買付けが成立し、かつその決済が行われた場合には、対象者が、対象者を公開買付者の完全子会社とするために開催される臨時株主総会（本公開買付けへの応募株券等の総数が9,686,172株未満となった場合には、対象者が本公開買付けの決済日の開始日（以下「本決済日」といいます。）から2ヶ月以内に開催する臨時株主総会、以下「本臨時株主総会」と総称します。）において、対象者の定款に定める取締役の員数の上限を撤廃し、下限を3名以上とすることに係る定款変更議案、丸紅が指名する取締役6名（以下「丸紅指名取締役」と総称します。）の選任に関する議案及び丸紅が指名する監査役1名の選任に関する議案等を上程すること、並びに、本臨時株主総会終結時点において丸紅指名取締役が対象者の取締役会の過半数となるよう、必要な人数の対象者の取締役（丸紅指名取締役を除きます。）に退任していただくことを合意しております。他方で、NEC派遣取締役を除く本資本業務提携契約締結日現在の対象者の取締役（ただし、上記により退任する取締役を除きます。）及び執行役員については、引き続きその任務を遂行していただくことを合意しております。

(3) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

本応募契約

公開買付者の完全親会社である丸紅は、対象者の親会社であるNECとの間で、平成25年4月26日付で本応募契約を締結しております。本応募契約において、NECは、(ア)当社による本公開買付けが、適用ある法令等に従い適法に開始されていること、(イ)丸紅の表明及び保証について、重大な誤りが存在しないこと（注1）及び(ウ)本応募契約に基づき、本公開買付けの開始日までに丸紅が履行し又は遵守すべき義務に重大な違反がないこと（注2）を前提条件として、NECの保有する対象者普通株式の全て（以下「応募対象株式」といいます。）について本公開買付けに応募する旨の合意をしております。なお、本応募契約上、上記の前提条件が充足されない場合であっても、NECが自らの裁量で本公開買付けに応募することは制限されておりません。一方、NECは、公開買付期間末日までの間に、丸紅の表明及び保証に

ついて重大な誤りが存在することが判明した場合、又は本応募契約に基づき丸紅が公開買付期間末日までに履行し又は遵守すべき義務に重大な違反があった場合には、本公開買付けへの応募を撤回することができるほか、第三者により対象者株式を対象とする公開買付け（以下「対抗公開買付け」といいます。）が開始された場合には、丸紅との間で対抗公開買付けへの対応に関して誠実な協議を経て、対抗公開買付けに応募することができることとされており、ただし、N E Cが買付予定数に上限が付された対抗公開買付けに応募することができるのは、本公開買付けに応募すること又は本公開買付けへの応募を継続することがN E Cの取締役の善管注意義務に違反するおそれが相当程度ある旨の弁護士からの助言を受けた上でN E Cが合理的に判断する場合に限られております。

（注1）本応募契約において、丸紅は、(ア)丸紅及び公開買付者の適法かつ有効な設立及び存続、(イ)丸紅の本応募契約の締結及び履行のための権利能力及び行為能力の存在、本応募契約の締結及び履行が丸紅の事業目的の範囲内の行為であること、及び本応募契約の締結及び履行のために必要な社内手続きの履践、(ウ)丸紅に対する強制執行可能性、(エ)丸紅及び公開買付者による本応募契約の締結及び履行のために必要な許認可等の取得、(オ)本応募契約の締結及び履行についての法令等との抵触の不存在、(カ)丸紅及び公開買付者による本公開買付けにおける買付け等に要する資金の支払いに足る十分な資金を有していること、(キ)本公開買付けの結果取得することになる対象者株式についての直ち転売する予定の不存在について表明及び保証を行っております。

（注2）本応募契約において、丸紅が本公開買付けの開始日までに履行又は遵守すべき義務としては、秘密保持義務、公表に先立つ協議・同意取得義務、契約上の地位の譲渡禁止のほか、当社をして、対象者普通株式の取得に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号、その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項に基づく株式取得に関する計画届出書を公正取引委員会に対して提出させ、その他同法に基づき必要とされる手続を法令等に定められた期限までに行わせる義務があります。

本資本業務提携契約

公開買付者の完全親会社である丸紅は、対象者との間で、平成25年4月26日付で本資本業務提携契約を締結しており、主要な項目の概要は以下のとおりです。

(a) 資本提携及び業務提携の内容

対象者が丸紅グループの(ア)移動体通信回線の取次及び移動体通信端末の販売事業、(イ)移動体通信端末の修理に関連する事業、(ウ)対象者が運営するショップを活用する事業又はこれに関連する事業、(エ)その他移動体通信端末に関連する事業における中核として当該事業に関する戦略の立案及び遂行、事業計画策定、事業の遂行及び財務管理等を実施し、本公開買付けが成立した場合には、規模を拡大することによるシナジーの獲得、対象者及び丸紅グループのノウハウ提供・活用を通じたショップ事業の強化、対象者及び丸紅グループの顧客基盤を活用した営業力の強化の実現・遂行に向けて誠実に取り組む。

(b) 対象者による本公開買付けへの賛同

対象者は、取締役会において本公開買付けに対して賛同する旨の決議を行い、これを公表する。本公開買付け中の事情変更により対象者の取締役会が本公開買付けに対する賛同意見の撤回又は変更を行わないことが、対象者の取締役の善管注意義務違反になるおそれが高いと客観的に判断され、かつ、対象者から丸紅に対して、当該判断の内容及び具体的な理由を記載した書面を交付した場合又は丸紅が本資本業務提携契約に定める義務に重大な違反をした場合には、対象者は公表した賛同する旨の意見を撤回又は変更することができる。

(c) 完全子会社化の実施及び協力

本公開買付けが成立したものの公開買付者が本公開買付けによって対象者普通株式の全部を取得できなかった場合（本公開買付けへの応募株券等の総数が9,686,172株未満となった場合を除く。）には、丸紅は、公開買付者をして、全部取得条項付種類株式を用いた手法により、本決済日後約3ヶ月以内を目途に本完全子会社化手続を実施させ、対象者は、当社に対して、法令上及び対象者の少数株主保護の観点から対象者が可能と判断する範囲において最大限協力する。本完全子会社化手続において、本公開買付けに応募しなかった対象者の少数株主に対し交付される金銭の額については、本買付価格に当該少数株主が所有していた対象者普通株式の数を乗じた額とする。

(d) 役員のパ遣等

丸紅は、本公開買付けが成立し、かつその決済が行われた場合、丸紅指名取締役（常勤取締役2名、非常勤代表取締役会長1名及び非常勤取締役3名）及び常勤監査役又は非常勤監査役1名を指名する。対象者は、本公開買付けが成立した場合には、対象者が、本臨時株主総会において、(ア)対象者の定款に定める取締役の員数の上限を撤廃し、下限を3名以上とすることに係る定款変更議案、(イ)丸紅指名取締役の選任に関する議案及び(ウ)丸紅の指名する監査役1

名の選任に関する議案等を上程するとともに、本臨時株主総会終結時点において丸紅指名取締役が対象者の取締役会の過半数となるよう、必要な人数の対象者の取締役（丸紅指名取締役を除く。）をして、対象者の取締役を退任させる。

丸紅は、公開買付者をして、本資本業務提携契約締結日現在の対象者の取締役（NEC派遣取締役及び上記により退任する取締役を除く。）及び執行役員については、引き続きその任務に当たらせるものとする。

(e) 従業員の処遇

対象者及び丸紅は、本公開買付けが成立した場合（本公開買付けへの応募株券等の総数が9,686,172株以上であるか否かを問わない。）、本決済日から少なくとも2年間、本決済日における対象者の従業員全員について、その雇用を継続させ、また、その雇用条件を従業員に実質的に不利益に変更させない。なお、疑義を避けるために付言すると、対象者の就業規則等に基づき合理的に行われる就業の場所及び従事する業務の内容の変更は、雇用条件の実質的に不利益な変更には該当しない。

(f) 承諾事項

対象者は、完全子会社化の手続完了日手続きが完了するまでの間、次に掲げる事項を行う場合には、予め丸紅の承諾を得るものとする。

(ア) 剰余金の配当等（ただし、対象者の第41期期末の剰余金配当は除く。）

(イ) 資本構成の変更

(ウ) 1件1億円以上の資産の譲渡又は担保提供、借入

(エ) 組織再編行為

(オ) 上記(ア)から(エ)の他対象者及びその子会社の通常業務の範囲（1件1億円以上の出捐を伴うか否かを目安とする。）を超える行為又はこれらの財政状態、経営成績又はキャッシュフローに1億円以上の重大な影響を及ぼす可能性のある行為

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、前記「(1) 公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者普通株式の全てを取得する予定であり、本公開買付けにより、当社が対象者普通株式の全てを取得できなかった場合であって、応募比率が3分の2（株式数にして9,686,172株）以上に達した場合には、平成25年9月中を目処に、以下の方法により、当社が対象者普通株式の全てを取得することを企図しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後、当社は、対象者の定款の一部を変更して、対象者において普通株式とは別個の種類株式を発行できるようにすることで、対象者を会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。以下同じです。）の規定する種類株式発行会社とすること、対象者の定款の一部を変更して、全ての対象者普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付すこと、及び対象者普通株式の全てを取得し、当該取得と引換えに別個の種類対象者株式を交付することを付議議案に含む本臨時株主総会を開催することを対象者に要請する予定です。

また、かかる手続の実行に際して、本臨時株主総会において上記の付議議案に対するご承認をいただきますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記の定款の一部変更については、会社法第111条第2項第1号に基づき、本臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容としての全部取得条項が付されることになる対象者普通株式を保有する株主の皆様を構成員とする、種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となるため、当社は対象者に対し、本臨時株主総会と同日に、上記の定款一部変更を付議議案に含む本種類株主総会を開催することを要請する予定です。なお、当社は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記各手続が実行された場合には、対象者普通株式は全部取得条項が付された上で、その全て（対象者が保有する自己株式を除きます。）が対象者に取得されることとなり、対象者の株主の皆様には当該取得の対価として別個の種類対象者株式が交付されることとなりますが、対象者の株主の皆様のうち交付されるべき当該別個の種類対象者株式の数が1株に満たない端数となる株主の皆様に対しては、会社法第234条その他関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する当該別個の種類対象者株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。

なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類対象者株式の売却の結果、当該株主に対して交付される金銭の額については、本買付価格に当該各株主が保有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は、本書提出日現在未定であります。当社が対象者普通株式の全てを保有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（公開買付者を除きます。）の皆様に対し交付しなければならない対象者株式の数が1株に満たない端数となるよう決定する予定であります。

なお、当社は、本公開買付けにおける応募比率が3分の2（株式数にして9,686,172株）以上に達した場合には、本完全子会社化手続を実施いたしますが、応募比率が3分の2未満となった場合においては、本完全子会社化手続の実施を見合わせる予定です。この場合における対象者普通株式の追加取得の予定につきましては、現在決定している事項はありません。また、応募比率が3分の2以上に達した場合であっても、上記の方法については、関係法令についての当局の解釈、並びに本公開買付け後の当社の株式の保有状況及び当社以外の対象者の株主の皆様による対象者普通株式の保有状況等によっては、実施に時間を要し、又は、それと概ね同等の効果を有する他の方法に変更が生じる可能性があります。ただし、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に対象者の各株主に交付されることになる金銭の額についても、本買付価格に当該各株主が保有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一となるように算定する予定です。

上記各手続に関連する少数株主の権利保護を目的としたと考えられる会社法上の規定として、(a)上記の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様はその保有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(b)上記の全部取得条項が付された対象者普通株式の全部取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。これらの(a)又は(b)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになります。なお、全部取得条項による取得の効力が生じたときは、会社法第117条第2項に基づく買取価格決定の申立て適格を欠くと判断される可能性があります。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の皆様への賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付け又は上記手続による金銭等の受領、及び株式買取請求による買取り等の場合の税務上の取扱いについては、株主の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

(5) 上場廃止になる見込み及びその事由

対象者普通株式は、現在、東京証券取引所市場第一部に上場されていますが、当社は本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者普通株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けが成立し、その後前記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、対象者普通株式の全ての取得を目的とした手続を実施することを予定しておりますので、その場合、対象者普通株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる見込みです。これに対し、応募比率が3分の2（株式数にして9,686,172株）に到達せず、前記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の本完全子会社化手続を見合わせる場合、対象者普通株式は東京証券取引所市場第一部において上場を維持する予定です。

なお、上場廃止後は、対象者普通株式を東京証券取引所市場第一部において取引することができなくなります。また、前記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の本完全子会社化手続が実行される場合、全部取得条項が付された対象者普通株式の対価として交付されることとなる別の種類の対象者の株式の上場申請は行われぬ予定です。

(6) 買付け等の価格の評価の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社及び当社の完全親会社である丸紅並びに対象者は、NECが丸紅と本応募契約を締結しており、必ずしも対象者の親会社であるNECと対象者の他の株主の皆様との利害が一致しない可能性があることを踏まえ、本公開買付けの公正性を担保すべく、以下のような措置を実施いたしました。

公開買付者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

当社の完全親会社である丸紅は、本買付価格を決定するに際して参考にするため、当社、丸紅、対象者及びNECから独立した第三者算定機関として有限責任監査法人トーマツ（以下「トーマツ」といいます。）に対し、対象者普通株式の株式価値算定を依頼しました（なお、トーマツは、当社、丸紅、対象者及びNECの関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。）。

トーマツは、下記（注）の前提条件その他一定の前提条件のもと、市場株価法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて対象者普通株式の株式価値算定を行い、丸紅はトーマツから平成25年4月25日に株式価値算定書を取得いたしました。上記各手法において算定された対象者普通株式の1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

| 算定手法 | 対象者普通株式の1株当たりの価値範囲 |
|---------|--------------------|
| 市場株価法 | 3,648円～4,810円 |
| 類似会社比較法 | 5,097円～6,267円 |
| D C F 法 | 4,971円～6,613円 |

市場株価法では、平成25年3月26日に一部報道機関から本件に関する憶測報道がなされたことにより、対象者普通株式の市場株価が急騰したことから、その株価への影響を排除するため、上記憶測報道がなされる前日（平成25年3月25日）を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の直近6ヶ月終値単純平均値（3,648円）、直近3ヶ月終値単純平均値（4,085円）、直近1ヶ月終値単純平均値（4,404円）、基準日単純終値（4,810円）を基に対象者普通株式の1株当たりの株式価値を3,648円から4,810円までと算定しております。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者普通株式の1株当たりの株式価値を5,097円から6,267円までと算定しております。

D C F 法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成25年3月期以降の対象者の収益予測に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を算定し、対象者普通株式の1株当たりの株式価値を4,971円から6,613円までと算定しております。なお、対象者が当社及びトーマツに提出した対象者の事業計画には、大幅な増減益は見込まれておりません。また、対象者とのシナジー効果については、事業計画には織り込んでおりません。

また、当社の完全親会社である丸紅は、平成25年4月25日付にて、当社、丸紅、対象者及びN E C から独立したデロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社（以下「デロイトトーマツ」といいます。）から、下記（注）の前提条件その他一定の前提条件のもとに、本買付価格が当社の完全親会社である丸紅にとって財務的観点より公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しております（なお、デロイトトーマツは、当社、丸紅、対象者及びN E C の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。）。

当社及び当社の完全親会社である丸紅は、トーマツから取得した株式価値算定書記載の算定結果及びデロイトトーマツから取得した意見書を参考にし、N E C との間における価格交渉の内容、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者普通株式の市場株価動向及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、最終的に平成25年4月26日の取締役会決議において、本買付価格を5,510円と決定いたしました。

本買付価格である5,510円は、本公開買付け公表日の前営業日である平成25年4月25日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の普通取引終値の5,410円に対して1.8%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムを加えた金額、過去1週間（平成25年4月19日から平成25年4月25日まで）の普通取引終値の単純平均値5,800円（小数点以下四捨五入）に対して5.0%（小数点以下第二位四捨五入）のディスカウントをした金額、過去1ヶ月間（平成25年3月26日から平成25年4月25日まで）の普通取引終値の単純平均値6,193円（小数点以下四捨五入）に対して11.0%（小数点以下第二位四捨五入）のディスカウントをした金額、過去3ヶ月間（平成25年1月28日から平成25年4月25日まで）の普通取引終値の単純平均値4,969円（小数点以下四捨五入）に対して10.9%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムを加えた金額、過去6ヶ月間（平成24年10月26日から平成25年4月25日まで）の普通取引終値の単純平均値4,230円（小数点以下四捨五入）に対して30.2%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。なお、東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の終値は、平成25年3月25日に4,810円であったのに対して、本件に関する平成25年3月26日の報道があり、その後、平成25年3月27日には6,450円となりました。その後、上下変動を経て、平成25年4月22日の対象者普通株式の終値は6,410円となりましたが、本件に関して平成25年4月23日にも報道がなされた結果、平成25年4月23日の対象者普通株式の終値は5,410円となり、その後、平成25年4月25日の対象者普通株式の終値は5,410円となっておりますが、これに当該報道等の要因がどの程度織り込まれているのかは必ずしも定かではありません。参考までに本件に関する報道が最初になされた日の前営業日である平成25年3月25日から遡る過去1ヶ月間（平成25年2月26日から平成25年3月25日まで）の普通取引終値の単純平均値4,404円（小数点以下四捨五入）に対して25.1%（小数点以下第二位四捨五入）、過去3ヶ月間（平成24年12月26日から平成25年3月25日まで）の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の終値の単純平均値4,085円（小数点以下四捨五入）に対してするプレミアムは34.9%（小数点以下第二位四捨五入）、過去6ヶ月間（平成24年9月26日から平成25年3月25日まで）の普通取引終値の単純平均値3,648円（小数点以下四捨五入）に対して51.0%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムをそれ

ぞれ加えた金額となります。

また、本買付価格である5,510円は、本書提出日の前営業日である平成25年4月26日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の普通取引終値の5,430円に対して、1.5%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。

（注） トーマツは、上記株式価値算定書の提出に際し、又、デロイトトーマツは、上記意見書の提出及び意見書に記載された意見の表明に際し、当社から提供を受けた公開買付者及び対象者の情報及び一般に公表された情報を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、対象者とその関係会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に鑑定、評価又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。公開買付者及び対象者から提出された財務予測については、公開買付者及び対象者の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、公開買付者から提示された本買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、本公開買付けに関し独立性を有する第三者算定機関であるG C Aサヴィアン株式会社（以下「G C Aサヴィアン」といいます。）に対象者普通株式の株式価値の算定を依頼し、平成25年4月26日付で株式価値算定書を取得したとのことです。

G C Aサヴィアンは、対象者普通株式の株式価値算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、対象者の経営陣（N E C派遣取締役を除く。）から事業の現状及び将来の見通し等の情報を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて、対象者普通株式の価値算定を行っているとのことです。

G C Aサヴィアンは、複数の株式価値算定手法の中から対象者普通株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者普通株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、市場株価法、類似会社比較法及びD C F法の各手法を用いて、対象者普通株式の株式価値を算定しているとのことです。G C Aサヴィアンが上記各手法に基づき算定した対象者普通株式の1株当たりの株式価値はそれぞれ以下のとおりとのことです。

| 算定手法 | 1株当たり株式価値の算定レンジ |
|---------|-----------------|
| 市場株価法 | 3,810円～4,835円 |
| 類似会社比較法 | 3,378円～5,326円 |
| D C F法 | 5,301円～6,502円 |

市場株価法では、最近における対象者普通株式の市場取引の状況等を勘案の上、本公開買付けに関する一部報道機関による憶測報道がなされた平成25年3月26日の前営業日である平成25年3月25日を評価基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の評価基準日の出来高加重平均値4,835円（小数点以下四捨五入、以下同じとします。）、評価基準日からそれぞれ遡る過去1ヶ月間、過去3ヶ月間及び過去6ヶ月間の出来高加重平均値（それぞれ4,471円、4,133円及び3,810円）を基に、普通株式1株当たりの株式価値の範囲を3,810円から4,835円までと分析しているとのことです。

類似会社比較法では、対象者と類似する比較上場企業の公表財務情報及び市場株価に基づいて対象者普通株式の株式価値を分析し、その1株当たりの株式価値の範囲を3,378円から5,326円までと算定しているとのことです。

D C F法では、G C Aサヴィアンは、対象者の事業計画をもとに、直近までの業績の動向、一般に公開化された情報等の諸要素を考慮した平成26年3月期以降の対象者スタンドアロンの収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を分析し、普通株式1株当たりの株式価値の範囲を5,301円から6,502円までと分析しているとのことです。なお、対象者がG C Aサヴィアンに提出した対象者の事業計画では、大幅な増減益は見込まれておりません。

以上より、G C Aサヴィアンから対象者が取得した株式価値算定報告書においては、対象者普通株式の1株当たりの株式価値の算定結果のレンジは、市場株価法では3,810円から4,835円、類似会社比較法では3,378円から5,326円、D C F法では5,301円から6,502円と算定しているとのことです。

なお、対象者はG C Aサヴィアンから本買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）（以下「G C A S意見書」といいます。）を平成25年4月26日付けで取得しているとのことです。

なお、G C Aサヴィアンは、公開買付者、丸紅、対象者及びN E Cの関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

(注) G C Aサヴィアンは、株式価値算定書及びG C A S意見書の提出、当該株式価値算定書及びG C A S意見書に記載された意見の表明(以下「本意見表明」といいます。)並びにそれらの基礎となる対象者株式価値の分析・算定に際し、対象者から提出を受け又は対象者と協議した情報、一般に公開された情報及びG C Aサヴィアンが検討の対象とした又はG C Aサヴィアンのために対象者により検討されたその他一切の情報が、全て正確かつ完全なものであり、誤解を生じさせるものでないこと等を前提としてこれらに依拠しており、独自にこれらの正確性及び完全性の検証を行っていません。また、独自にその検証を行う責任も義務も負っていません。さらに、G C Aサヴィアンは、対象者株式価値の分析・算定に際し、対象者の経営陣その他の担当者の説明を信頼し、それを本意見表明の前提としております。

G C Aサヴィアンは、対象者の株式価値の分析及び検討に重大な影響を与える可能性がある事実又は事項でG C Aサヴィアンに対して未開示の事実又は事項がないことを前提としており、本意見表明がされた日(以下「本意見表明日」といいます。)時点で開示のない事実又は事項及び本意見表明日以降に発生する事実又は事項によっては、それらの事実又は事項が、本意見表明の基礎となる対象者の株式価値の評価結果に影響を与える可能性があります。

G C Aサヴィアンは、対象者の資産及び負債(簿外の資産及び負債、その他偶発債務を含みます。)につき独立した評価又は査定を行っておらず、かつ第三者機関からの評価又は査定はG C Aサヴィアンに提出されておられません。

G C Aサヴィアンは、対象者の事業計画その他業績見通しに関する情報が、対象者の経営陣により本意見表明日時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成され、かつ、その予測に従って対象者の損益状況が推移することを前提とし、市場株価法、類似会社比較法及びD C F法に基づき対象者の株式価値を分析しております。事業計画等において前提とした今後予測される事態や環境が事業計画等の前提どおりにはならず、予測と実際の結果の差異が対象者の株式価値に対して影響を与えることがあります。G C Aサヴィアンが本意見表明を行うにあたって実施した分析は、こうした事業計画等の現実性の審査を目的としておらず、当該事業計画等又はそれらの根拠となった前提については、何ら意見を表明するものではなく、何ら保証するものでもありません。

G C Aサヴィアンは、法律、会計又は税務の専門家ではなく、本意見表明を行うに当たり、本公開買付け及び本完全子会社化手続の適法性・有効性及び会計・税務上の処理の妥当性について独自に検討及び分析を行っておらず、本公開買付け及び本完全子会社化手続が全ての法律上、会計上又は税務上の適正な手続を経て、適切かつ有効に実行されることを前提としています。また、本公開買付け及び本完全子会社化手続の実行による対象者、その他の取引関係者に対する課税関係については考慮していません。

本意見表明は、本公開買付け及び本完全子会社化手続の実行並びに今後の事業継続に必要な一切の政府その他による同意又は許認可が、その時期又は条件等を含め、本公開買付け及び本完全子会社化手続を実行した場合に対象者の事業の予測される財務状況に負の影響を与えることなく得られるものであることを前提としており、G C Aサヴィアンはこれらについて独自の調査を行う義務を負うものではありません。

本意見表明は、本買付価格が対象者の株主の皆様にとって財務的な見地から妥当であるか否かを、本意見表明日現在の市場、経済、金融その他の環境状況に基づいて意見表明したものであり、また、本意見表明日までにG C Aサヴィアンに提供され又はG C Aサヴィアンが入手した情報に基づいたものです。今後の状況の変化により本意見表明の内容が影響を受けることがあります。G C Aサヴィアンはその意見を修正、変更又は補足する義務を負いません。また、本意見表明は本書に明示的に記載された事項以外、本意見表明日以降の事象に関して何ら意見を推論させ、示唆するものではありません。

本意見表明は、対象者の取締役会が本公開買付けを検討する際の参考情報として提供されるものであり、他のいかなる目的のためにも、また他のいかなる者によっても、依拠又は使用することはできません。特に、本意見表明はG C Aサヴィアンが対象者取締役会又は対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応じるべきか否かについて意見を提供するものではなく、また本公開買付けへの賛同及び応募並びに本完全子会社化手続への賛同そのものを推奨するものではありません。

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付け及び本完全子会社化手続に係る審議に慎重を期し、対象者の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、公開買付者、丸紅、対象者及びN E Cから独立したリーガル・アドバイザーであるT M I総合法律事務所を選任し、本公開買付け及び本完全子会社化手続に対する対象者の取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けているとのことです。

支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社による決定が少数株主にとって不利益でないことに関する意見の入手

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付け及び本完全子会社化手続を検討するに当たって、公開買付者、丸紅、対象者及び対象者の支配株主（東京証券取引所の定める有価証券上場規程第2条第42号の2及び同施行規則第3条の2において定義されます。以下同じです。）であるNECとの間に利害関係のない外部の有識者であり、前記「対象者における独立した法律事務所からの助言」に記載のリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所に所属する葉玉匡美弁護士に対し、(a)本公開買付け及び本完全子会社化手続の目的の正当性、(b)本公開買付け及び本完全子会社化手続に係る交渉過程の手続の公正性、(c)本公開買付け及び本完全子会社化手続により株主に交付される対価の妥当性、及び(d)本公開買付け及び本完全子会社化手続が対象者の少数株主にとって不利益であるか否かについて諮問し、これらの点についての意見書を対象者に提出することを委嘱したとのことです。

葉玉匡美弁護士は、対象者及び対象者のフィナンシャル・アドバイザーであるGCAサヴィアンから、丸紅による対象者への提案内容、本公開買付け及び前記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の本公開買付け後に予定される本完全子会社化手続及びこれにより向上することが見込まれる対象者の企業価値の具体的内容等についての説明を受け、またGCAサヴィアンが対象者に対して提出した株式価値算定書及びGCA S意見書を参考にした上で、上記諮問事項に関する質疑応答が行われたとのことです。

葉玉匡美弁護士は、かかる経緯のもと、これらの検討結果を前提に上記諮問事項について慎重に協議及び検討した結果、(ア)前記「(2)公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」に記載された本公開買付け及び本完全子会社化手続の目的は正当であると認められること、(イ)丸紅は公正な入札プロセスを通じて買付候補者に選定されたこと、(ウ)本公開買付け及び本完全子会社化手続における対象者取締役会の意思決定の公正性を担保し、利益相反を回避するために、前記「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」及び「対象者における独立した法律事務所からの助言」に記載の各措置が実施されていること、並びに(エ)本公開買付け後において予定されている本完全子会社化手続において、対象者の各株主様に対して交付される金銭の額が、本買付価格に当該株主の皆様が所有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定である旨が明示されていることなどを踏まえ、平成25年4月26日に、対象者に対して、(a)本公開買付け及び本完全子会社化手続は対象者の企業価値の向上を目的として行われるものであると認められ、本公開買付け及び本完全子会社化手続の目的は正当であり、(b)本公開買付け及び本完全子会社化手続に係る交渉過程の手続は公正であると認められ、また、(c)本公開買付け及び本完全子会社化手続により少数株主に交付される対価は妥当であり、(d)本公開買付け及び本完全子会社化手続は対象者の少数株主にとって不利益ではないと認められる旨を内容とする意見書を提出したとのことです。なお、当該意見書は、本公開買付けが成立した後に、当社が対象者の支配株主に該当し、前記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の対象者を非公開化するための手続が支配株主との重要な取引等に該当することとなった場合における、支配株主との重要な取引等についての決定が対象者の少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見を兼ねているとのことです。

対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の同意

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成25年4月26日開催の取締役会において、対象者の企業価値の向上に関する検討、公開買付者の意向、前記「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」記載の株式価値算定書及びGCA S意見書、前記「対象者における独立した法律事務所からの助言」に記載の法的助言、前記「支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社による決定が少数株主にとって不利益でないことに関する意見の入手」記載の意見書を踏まえ、本公開買付けの諸条件、本資本業務提携契約による丸紅グループとのシナジー効果や補完関係等を総合的に考慮し、慎重な協議及び検討を行った結果、本公開買付けの成立を前提とした安定した資本関係に基礎を置きつつ、公開買付者との間でより強固な提携関係を構築することが、対象者の企業価値の向上に資するものと判断し、本公開買付けに賛同する旨を決議したとのことです。一方で、本買付価格は、前記「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」に記載の株式価値算定書の算定結果及びGCA S意見書に照らして妥当な水準ではあると考えるものの、直近一ヶ月前後の市場株価を下回っているという状況に鑑みて、本買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

上記対象者取締役会においては、対象者の取締役のうちNEC派遣取締役は、本公開買付けに関し丸紅との間で本応募契約を締結しているNECから派遣された役員であるため、利益相反の疑いを回避する観点から、本公開買付け及び本完全子会社化手続に関する審議及び決議には一切参加しておりません。当該取締役会においては、NEC派遣取締役を除く7名（うち2名は独立した社外取締役）の取締役全員が出席し、出席した取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同する旨、本買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねる旨、及び本資本業務提携契約を締結する旨の決議を行ったとのことです。また、当該取締役会には、対象

者の監査役のうち本公開買付けに関し丸紅との間で本応募契約を締結しているNECから派遣された役員である川上耕毅氏を除く監査役3名(うち1名は独立した社外監査役)が出席し、本公開買付けに賛同すること、本買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねること及び本資本業務提携契約を締結することについて異議がない旨の意見を全員が述べているとのことです。

公開買付価格の公正性を担保する客観的状況の確保

当社は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております。このように公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、当社以外にも買付け等をする機会を確保し、もって本公開買付けの公正性を担保しております。

4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】**(1)【買付け等の期間】****【届出当初の期間】**

| | |
|---------|--|
| 買付け等の期間 | 平成25年4月30日(火曜日)から平成25年6月12日(水曜日)まで(30営業日) |
| 公告日 | 平成25年4月30日(火曜日) |
| 公告掲載新聞名 | 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (http://info.edinet-fsa.go.jp/) |

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2) 【買付け等の価格】

| 株券 | 普通株式 1 株につき金5,510円 | | | | | | | | |
|---------------|--|------|--------------------|-------|---------------|---------|---------------|---------|---------------|
| 新株予約権証券 | | | | | | | | | |
| 新株予約権付社債券 | | | | | | | | | |
| 株券等信託受益証券 () | | | | | | | | | |
| 株券等預託証券 () | | | | | | | | | |
| 算定の基礎 | <p>当社の完全親会社である丸紅は、本買付価格を決定するに際して参考にするため、当社、丸紅、対象者及びN E C から独立した第三者算定機関としてトーマツに対し、対象者普通株式の株式価値算定を依頼しました（なお、トーマツは、当社、丸紅、対象者及びN E C の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。）。</p> <p>トーマツは、下記（注）の前提条件その他一定の前提条件のもと、市場株価法、類似会社比較法及びD C F 法の各手法を用いて対象者普通株式の株式価値算定を行い、丸紅はトーマツから平成25年4月25日に株式価値算定書を取得いたしました。上記各手法において算定された対象者普通株式の1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="408 869 1337 1093"> <thead> <tr> <th>算定手法</th> <th>対象者普通株式の1株当たりの価値範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市場株価法</td> <td>3,648円～4,810円</td> </tr> <tr> <td>類似会社比較法</td> <td>5,097円～6,267円</td> </tr> <tr> <td>D C F 法</td> <td>4,971円～6,613円</td> </tr> </tbody> </table> <p>市場株価法では、平成25年3月26日に一部報道機関から本件に関する憶測報道がなされたことにより、対象者普通株式の市場株価が急騰したことから、その株価への影響を排除するため、上記憶測報道がなされる前日（平成25年3月25日）を基準日として、東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の直近6ヶ月終値単純平均値（3,648円）、直近3ヶ月終値単純平均値（4,085円）、直近1ヶ月終値単純平均値（4,404円）、基準日単純終値（4,810円）を基に対象者普通株式の1株当たりの株式価値を3,648円から4,810円までと算定しております。</p> <p>類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者普通株式の1株当たりの株式価値を5,097円から6,267円までと算定しております。</p> <p>D C F 法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成25年3月期以降の対象者の収益予測に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値を算定し、対象者普通株式の1株当たりの株式価値を4,971円から6,613円までと算定しております。なお、対象者が当社及びトーマツに提出した対象者の事業計画には、大幅な増減益は見込まれておりません。また、対象者とのシナジー効果については、事業計画には織り込んでおりません。</p> | 算定手法 | 対象者普通株式の1株当たりの価値範囲 | 市場株価法 | 3,648円～4,810円 | 類似会社比較法 | 5,097円～6,267円 | D C F 法 | 4,971円～6,613円 |
| 算定手法 | 対象者普通株式の1株当たりの価値範囲 | | | | | | | | |
| 市場株価法 | 3,648円～4,810円 | | | | | | | | |
| 類似会社比較法 | 5,097円～6,267円 | | | | | | | | |
| D C F 法 | 4,971円～6,613円 | | | | | | | | |

また、当社の完全親会社である丸紅は、当社、丸紅、対象者及びNECから独立したデロイトトーマツから、平成25年4月25日付にて、下記（注）の前提条件その他一定の前提条件のもとに、本買付価格が当社の完全親会社である丸紅にとって財務的観点より公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しております（なお、デロイトトーマツは、当社、丸紅、対象者及びNECの関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しておりません。）。

当社及び当社の完全親会社である丸紅は、トーマツから取得した株式価値算定書記載の算定結果及びデロイトトーマツから取得した意見書を参考にし、NECとの間における価格交渉の内容、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者普通株式の市場株価動向及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、最終的に平成25年4月26日の取締役会決議において、本買付価格を5,510円と決定いたしました。

本買付価格である5,510円は、本公開買付け公表日の前営業日である平成25年4月25日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の普通取引終値の5,410円に対して1.8%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムを加えた金額、過去1週間（平成25年4月19日から平成25年4月25日まで）の普通取引終値の単純平均値5,800円（小数点以下四捨五入）に対して5.0%（小数点以下第二位四捨五入）のディスカウントをした金額、過去1ヶ月間（平成25年3月26日から平成25年4月25日まで）の普通取引終値の単純平均値6,193円（小数点以下四捨五入）に対して11.0%（小数点以下第二位四捨五入）のディスカウントをした金額、過去3ヶ月間（平成25年1月28日から平成25年4月25日まで）の普通取引終値の単純平均値4,969円（小数点以下四捨五入）に対して10.9%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムを加えた金額、過去6ヶ月間（平成24年10月26日から平成25年4月25日まで）の普通取引終値の単純平均値4,230円（小数点以下四捨五入）に対して30.2%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。なお、東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の終値は、平成25年3月25日に4,810円であったのに対して、本件に関する平成25年3月26日の報道があり、その後、平成25年3月27日には6,450円となりました。その後、上下変動を経て、平成25年4月22日の対象者普通株式の終値は6,410円となりましたが、本件に関して平成25年4月23日にも報道がなされた結果、平成25年4月23日の対象者普通株式の終値は5,410円となり、その後、平成25年4月25日の対象者普通株式の終値は5,410円となっておりますが、これに当該報道等の要因がどの程度織り込まれているのかは必ずしも定かではありません。参考までに本件に関する報道が最初になされた日の前営業日である平成25年3月25日から遡る過去1ヶ月間（平成25年2月26日から平成25年3月25日まで）の普通取引終値の単純平均値4,404円（小数点以下四捨五入）に対して25.1%（小数点以下第二位四捨五入）、過去3ヶ月間（平成24年12月26日から平成25年3月25日まで）の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の終値の単純平均値4,085円（小数点以下四捨五入）に対してするプレミアムは34.9%（小数点以下第二位四捨五入）、過去6ヶ月間（平成24年9月26日から平成25年3月25日まで）の普通取引終値の単純平均値3,648円（小数点以下四捨五入）に対して51.0%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムをそれぞれ加えた金額となります。

また、本買付価格である5,510円は、本書提出日の前営業日である平成25年4月26日の東京証券取引所市場第一部における対象者普通株式の普通取引終値の5,430円に対して、1.5%（小数点以下第二位四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。

| | | | | | | | |
|---------|---|-------|---------------|---------|---------------|------|---------------|
| 算定の経緯 | <p>(本買付価格の決定に至る経緯)</p> <p>当社の完全親会社である丸紅は、平成24年12月下旬から、対象者の親会社であるNECが、対象者の新たなパートナーを検討するために、その保有する対象者普通株式の譲渡を複数の買付候補者に打診したことに始まる入札プロセスに参加し、NEC及び対象者から提出された対象者の事業・財務・法務等に関する資料の精査、対象者の経営陣との面談等の買収監査(デュー・ディリジェンス)を実施し、フィナンシャル・アドバイザーとして野村證券を選定した上で、対象者普通株式の取得について分析、検討を進めて参りました。</p> <p>当社の完全親会社である丸紅は、NECに対して分析、検討を経た本買付価格を含む本公開買付けに関する諸条件を提示し、NECの選考の結果、平成25年4月、最終買付候補者として選定されました。その後、NEC及び対象者との間で交渉を進めて参りました。その結果、諸条件の合意に至ったことから平成25年4月26日に、NECとの間で本応募契約を締結し、また、同日付で、対象者との間で本資本業務提携契約を締結いたしました。</p> <p>当社及び丸紅は、以下の経緯により本買付価格について決定いたしました。</p> <p>算定の際に意見を聴取した第三者の名称</p> <p>当社の完全親会社である丸紅は、本買付価格の決定にあたり、当社、丸紅、対象者及びNECから独立した第三者算定機関であるトーマツに本買付価格の財務分析を依頼し、下記(注)の前提条件その他一定の前提条件のもと、その算定結果の報告を受領しました。</p> <p>また、当社の完全親会社である丸紅は、平成25年4月25日付にて、当社、丸紅、対象者及びNECから独立したデロイトトーマツから、下記(注)の前提条件その他一定の前提条件のもとに、本買付価格が当社の完全親会社である丸紅にとって財務的観点より公正である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しております。</p> <p>当該意見の概要</p> <p>トーマツによる対象者普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="408 1238 1337 1406"> <tr> <td>市場株価法</td> <td>3,648円～4,810円</td> </tr> <tr> <td>類似会社比較法</td> <td>5,097円～6,267円</td> </tr> <tr> <td>DCF法</td> <td>4,971円～6,613円</td> </tr> </table> <p>当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯</p> <p>当社及び当社の完全親会社である丸紅は、トーマツから取得した株式価値算定書記載の算定結果及びデロイトトーマツから取得した意見書を参考にし、NECとの間における価格交渉の内容、対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者普通株式の市場株価動向及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、最終的に平成25年4月26日の取締役会決議において、本買付価格を5,510円と決定いたしました。</p> | 市場株価法 | 3,648円～4,810円 | 類似会社比較法 | 5,097円～6,267円 | DCF法 | 4,971円～6,613円 |
| 市場株価法 | 3,648円～4,810円 | | | | | | |
| 類似会社比較法 | 5,097円～6,267円 | | | | | | |
| DCF法 | 4,971円～6,613円 | | | | | | |

(注) トーマツは、上記株式価値算定書の提出に際し、又、デロイトトーマツは、上記意見書の提出及び意見書に記載された意見の表明に際し、当社から提供を受けた両社の情報及び一般に公表された情報を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、対象者とその関係会社の資産及び負債(偶発債務を含みます。)について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に鑑定、評価又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定に依頼も行っていません。対象者の財務予測については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

(3) 【買付予定の株券等の数】

| 買付予定数 | 買付予定数の下限 | 買付予定数の上限 |
|----------------|---------------|----------|
| 14,529,257 (株) | 7,410,000 (株) | (株) |

- (注1) 買付予定数は、当社が本公開買付けにより取得する対象者株券等の最大数である14,529,257株を記載しております。なお、当該最大数は、対象者第41期第3四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の対象者普通株式の発行済株式総数(14,529,400株)から、対象者第41期第3四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の対象者が保有する自己株式(143株)を控除した株式数です。
- (注2) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(7,410,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。なお、買付予定数の下限(7,410,000株)は発行済株式総数(14,529,400株)の51.00%に相当します。
- (注3) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注4) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

| 区分 | 議決権の数 |
|--|---------|
| 買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a) | 145,292 |
| aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b) | |
| bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c) | |
| 公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年4月30日現在)(個)(d) | |
| dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e) | |
| eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f) | |
| 特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年4月30日現在)(個)(g) | |
| gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h) | |
| hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i) | |
| 対象者の総株主等の議決権の数(平成24年12月31日現在)(個)(j) | 145,271 |
| 買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%) | 100.00 |
| 買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100)(%) | 100.00 |

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数(14,529,257株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成24年12月31日現在)(個)(j)」は、対象者第41期第3四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100)(%)」の計算においては、単元未満株式に係る議決権の数(対象者第41期第3四半期報告書に記載された平成24年12月31日現在の単元未満株式2,200株から、平成24年12月31日現在の対象者の保有する単元未満自己株式43株を控除した2,157株に係る議決権の数である21個)を加えて、「対象者の総株主等の議決権の数(平成24年12月31日現在)(個)(j)」を145,292個として計算しております。

(注3) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i))×100)(%)」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6【株券等の取得に関する許可等】

(1)【株券等の種類】

普通株式

(2)【根拠法令】

当社は、独占禁止法第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対し本公開買付けによる対象者株券等の取得の前に、株式取得に関する計画届出書をあらかじめ届け出る（以下、当該届出を「事前届出」といいます。）必要があります。当該届出が受理された日から30日を経過する日まで（以下「禁止期間」といいます。）は本公開買付けによって対象者株券等を取得することはできません。

また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができます（同法第17条の2第1項、以下「排除措置命令」といいます。）。公正取引委員会は、排除措置命令を発令する場合、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりません（同法第49条第5項、以下「排除措置命令の事前通知」といいます。）、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知（以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。）をするものとされております（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第1号）その後の改正を含みます。）第9条）。

当社は、平成25年3月22日付で本公開買付けによる対象者の株券等の取得に関して、公正取引委員会に事前届出を行い、同日付で受理されており、平成25年4月8日付で公正取引委員会より排除措置命令を行わない旨の通知を受領したため、排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間は同日付で終了しております。また、平成25年4月21日の経過をもって禁止期間は終了しております。

(3)【許可等の日付及び番号】

許可等の日付 平成25年4月8日（排除措置命令を行わない旨の通知を受けたことによる）

許可等の番号 平成25年4月8日付公経企第226号（排除措置命令を行わない旨の通知書の番号）

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、公開買付期間末日の15時30分までに応募してください。応募の際には、ご印鑑、本人確認書類が必要になる場合があります。（注1）

野村ホームトレードを経由した応募の受付は行われません。

なお、野村ネット&コールにおける応募の受付は、野村ネット&コールのウェブサイト（<https://nc.nomura.co.jp/>）（以下「インターネットサービス」といいます。）にて公開買付期間末日の15時30分までに応募していただくか、又は所定の「公開買付応募申込書」を野村ネット&コール カスタマーサポートまでご請求いただき、所要事項を記載のうえ野村ネット&コール宛に送付してください。「公開買付応募申込書」は公開買付期間末日の15時30分までに野村ネット&コールに到着することを条件とします。

株券等の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付代理人に設定した応募株主等名義の口座（以下「応募株主等口座」といいます。）に、応募する予定の株券等が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に設定された口座に記録されている場合（対象者の特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社に設定された特別口座に記録されている場合を含みます。）は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等（法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。なお、野村ネット&コールにおいては、外国人株主等からの応募の受付は行いません。

居住者である個人株主の場合、公開買付けにより売却された株券等にかかる売却代金と取得費との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。（注2）

応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込の受付票を交付します。なお、野村ネット&コールにおいてインターネットサービスを利用して応募した応募株主等に対する受付票の交付は、応募画面上的表示となります。

応募株券等の全部の買付けが行われないこととなった場合、買付けの行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。

（注1） ご印鑑、本人確認書類について

公開買付代理人である野村証券株式会社に新規に口座を開設する場合、ご印鑑のほか、本人確認書類が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

おもな本人確認書類

個人 <発行から6ヶ月以内の原本>

住民票の写し 住民票の記載事項証明書 印鑑登録証明書

<有効期限内の原本>

健康保険証（各種） 運転免許証 住民基本台帳カード（氏名・住所・生年月日の記載があるもの） 福祉手帳（各種） 旅券（パスポート）国民年金手帳（平成8年12月31日以前に交付されたもの） 在留カード 特別永住者証明書

本人確認書類は、有効期限内のものである必要があります。

本人確認書類は、以下の2点を確認できるものである必要があります。

本人確認書類そのものの有効期限 申込書に記載された住所・氏名・生年月日
郵送でのお申込みの場合、いずれかの書類の原本かコピーをご用意ください。コピーの場合は、あらためて原本の提示をお願いする場合があります。野村証券株式会社より本人確認書類の記載住所に「取引に係る文書」を郵送し、ご本人様の確認をさせていただきます。

法人 登記簿謄本 官公庁から発行された書類 等

本人特定事項 名称 本店又は主たる事務所の所在地

法人自体の本人確認に加え、代表者もしくは代理人・取引担当者個人（契約締結の任に当たる者）の本人確認が必要となります。

外国人株主 外国人（居住者を除きます。）、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの。

野村ネット&コールにおいて応募する場合で、新規に口座を開設する場合には、野村ネット&コールのウェブサイト（<https://nc.nomura.co.jp/>）、又は野村ネット&コール カスタマーサポートまで口座開設キットをご請求いただき、お手続きください。口座開設には一定の期間を要しますので、必要な期間等をご確認いただき、早めにお手続きください。

(注2) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(個人株主の場合)

個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得等には原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。なお、野村ネット&コールにおいて応募された契約の解除は、野村ネット&コールのウェブサイト(<https://nc.nomura.co.jp/>)上の操作又は解除書面の送付により行ってください。野村ネット&コールのウェブサイト上の操作による場合は当該ウェブサイトに記載される方法に従い、公開買付期間末日の15時30分までに解除手続きを行ってください。解除書面の送付による場合は、予め解除書面を野村ネット&コール カスタマーサポートに請求したうえで、野村ネット&コール宛に送付してください(公開買付けに応募した際に公開買付代理人より受付票が交付されていた場合は、当該受付票を解除書面に添付してください。)。野村ネット&コールにおいても、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到着することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

(その他の野村証券株式会社全国各支店)

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、後記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

8【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金等】

| | |
|-------------------|----------------|
| 買付代金(円)(a) | 80,056,206,070 |
| 金銭以外の対価の種類 | |
| 金銭以外の対価の総額 | |
| 買付手数料(b) | 130,000,000 |
| その他(c) | 5,000,000 |
| 合計(a) + (b) + (c) | 80,191,206,070 |

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(14,529,257株)に本買付価格(1株当たり5,510円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、公開買付終了時期までその額は未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

| 種類 | 金額(千円) |
|------|--------|
| | |
| 計(a) | |

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

| | 借入先の業種 | 借入先の名称等 | 借入契約の内容 | 金額(千円) |
|---|--------|---------|---------|--------|
| 1 | | | | |
| 2 | | | | |
| 計 | | | | |

ロ【金融機関以外】

| 借入先の業種 | 借入先の名称等 | 借入契約の内容 | 金額(千円) |
|--------|---------|---------|--------|
| | | | |
| 計 | | | |

【届出日以後に借入を予定している資金】

イ【金融機関】

| | 借入先の業種 | 借入先の名称等 | 借入契約の内容 | 金額(千円) |
|------|--------|---------|---------|--------|
| 1 | | | | |
| 2 | | | | |
| 計(b) | | | | |

ロ【金融機関以外】

| 借入先の業種 | 借入先の名称等 | 借入契約の内容 | 金額(千円) |
|--------|---------|---------|--------|
| | | | |
| 計(c) | | | |

【その他資金調達方法】

| 内容 | 金額(千円) |
|---------|------------|
| 丸紅による出資 | 80,300,000 |
| 計(d) | 80,300,000 |

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

80,300,000千円 ((a) + (b) + (c) + (d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

(2) 【決済の開始日】

平成25年6月19日(水曜日)

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。なお、野村ネット&コールにおいて書面の電子交付等に承諾されている場合には、野村ネット&コールのウェブサイト(<https://nc.nomura.co.jp/>)にて電磁的方法により交付します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)

(4) 【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付期間の末日の翌々営業日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、公開買付代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します（株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、応募の受付をされた公開買付代理人の本店又は全国各支店にご確認ください。）。

1.1 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限（7,410,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（7,410,000株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イないしリ及びびヲないしシ、第3号イないしチ及びヌ、並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実と異なる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき、虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

【会社の沿革】

平成24年8月 商号をM Xホールディングス株式会社とし、本店所在地を東京都港区赤坂四丁目15番1号、資本金を1円とする株式会社として設立

【会社の目的及び事業の内容】

1) 会社の目的

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 携帯電話端末の販売
2. 携帯電話等の通信サービスの販売
3. 固定電話回線等の通信サービスの販売
4. 法人向けネットワークソリューションサービスの販売
5. 前各号に附随関連する一切の事業
6. 上記各号に掲げる以外の事業

2) 事業の内容

当社の主たる事業は、携帯電話販売を中心としたモバイルビジネスの運営事業です。

【資本金の額及び発行済株式の総数】

平成25年4月30日現在

| 資本金の額 | 発行済株式の総数 |
|-------|----------|
| 1円 | 1株 |

【大株主】

平成25年4月30日現在

| 氏名又は名称 | 住所又は所在地 | 所有株式の数 (株) | 発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合(%) |
|--------|-------------------|---------------|----------------------------------|
| 丸紅株式会社 | 東京都千代田区大手町一丁目4番2号 | 1 | 100.00 |
| 計 | - | 1 | 100.00 |

【役員の職歴及び所有株式の数】

平成25年4月30日現在

| 役名 | 職名 | 氏名 | 生年月日 | 職歴 | | 所有株式数 (株) |
|-------------|----|--------|-------------|--|---|--------------|
| 代表取締役 社長 | - | 浅原 多加夫 | 昭和27年10月15日 | 昭和50年4月 平成18年9月 平成20年4月 平成21年4月 平成21年6月 平成24年8月 | 丸紅(株)入社 丸紅(株)金融・物流・新機能部門長 丸紅(株)輸送機部門長 丸紅テレコム(株)顧問 丸紅テレコム(株)代表取締役(現任) 現役職 | 0 |
| 取締役 | - | 南 晃 | 昭和32年2月25日 | 昭和54年4月 平成22年4月 平成24年8月 平成25年4月 平成25年4月 | 丸紅(株)入社 丸紅(株)金融・物流・情報部門長 現役職 丸紅(株)常務執行役員(現任) 丸紅(株)情報・金融・不動産部門長(現任) | 0 |
| 取締役 | - | 阿部 達也 | 昭和37年7月26日 | 昭和60年10月 平成24年4月 平成24年8月 | 丸紅(株)入社 丸紅(株)モバイルソリューションビジネス部長 (現任) 現役職 | 0 |
| 監査役 | - | 日野 広隆 | 昭和35年7月12日 | 昭和58年4月 平成24年4月 平成24年8月 平成25年4月 | 丸紅(株)入社 丸紅(株)金融・物流・情報部門 部門長補佐 現役職 丸紅(株)情報・金融・不動産部門 部門長補佐 (現任) | 0 |
| 計 | | | | | | 0 |

(2) 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令59号。)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社の財務諸表は監査法人又は公認会計士の監査を受けておりません。

【貸借対照表】

| | 第1期 (平成25年3月31日) |
|----------|---------------------|
| 区分 | 金額(円) |
| (資産の部) | |
| 流動資産 | |
| 現金預金 | 1 |
| 流動資産合計 | 1 |
| 資産合計 | 1 |
| (負債の部) | |
| 流動負債 | |
| 未払法人税等 | 40,800 |
| 流動負債合計 | 40,800 |
| 負債合計 | 40,800 |
| (純資産の部) | |
| 資本金 | 1 |
| 利益剰余金 | 40,800 |
| 純資産合計 | 40,799 |
| 負債・純資産合計 | 1 |

【損益計算書】

| | 第1期 (自平成24年8月23日 至平成25年3月31日) |
|--------------|-------------------------------------|
| 区分 | 金額(円) |
| 税引前当期純利益 | 0 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 40,800 |
| 当期純損失 | 40,800 |

【株主資本等変動計算書】

| | 第1期 (自平成24年8月23日 至平成25年3月31日) |
|----------|-------------------------------------|
| 区分 | 金額(円) |
| 株主資本 | |
| 資本金 | |
| 当期首残高 | 1 |
| 当期変動額 | - |
| 当期変動額合計 | - |
| 当期末残高 | 1 |
| 利益剰余金 | |
| その他利益剰余金 | |
| 当期首残高 | 0 |
| 当期変動額 | 40,800 |
| 当期純損失 | 40,800 |
| 当期変動額合計 | 40,800 |
| 当期末残高 | 40,800 |
| 株主資本合計 | |
| 当期首残高 | 1 |
| 当期変動額 | 40,800 |
| 当期純損失 | 40,800 |
| 当期変動額合計 | 40,800 |
| 当期末残高 | 40,799 |
| 純資産合計 | |
| 当期首残高 | 1 |
| 当期変動額 | 40,800 |
| 当期純損失 | 40,800 |
| 当期変動額合計 | 40,800 |
| 当期末残高 | 40,799 |

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

該当事項はありません。

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項はありません。

ハ【訂正報告書】

該当事項はありません。

【上記書類を縦覧に供している場所】

該当事項はありません。

2【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

該当事項はありません。

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

該当事項はありません。

(3)【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

該当事項はありません。

(4)【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】

該当事項はありません。

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成25年4月26日開催の取締役会において、対象者の企業価値の向上に関する検討、公開買付者の意向、G C A サヴィアの株式価値算定書及びG C A S 意見書、T M I 総合法律事務所の法的助言、葉玉匡美弁護士の意見書を踏まえたうえで、本公開買付けの諸条件、本資本業務提携契約による丸紅グループとのシナジー効果や補完関係等を総合的に考慮し、慎重な協議及び検討を行った結果、本公開買付けの成立を前提とした安定した資本関係に基礎を置きつつ、公開買付者との間でより強固な提携関係を構築することが、対象者の企業価値の向上に資するものと判断し、本公開買付けに賛同する旨を決議したとのことです。一方で、本買付価格は、G C A サヴィアの株式価値算定書の算定結果及びG C A S 意見書に照らして妥当な水準ではあると考えるものの、直近一ヶ月前後の市場株価を下回っているという状況に鑑みて、本買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

上記対象者取締役会においては、対象者の取締役のうちN E C 派遣取締役は、本公開買付けに関し丸紅との間で本応募契約を締結しているN E C から派遣された役員であるため、利益相反の疑いを回避する観点から、本公開買付け及び本完全子会社化手続に関する審議及び決議には一切参加しておりません。当該取締役会においては、N E C 派遣取締役を除く7名（うち2名は独立した社外取締役）の取締役全員が出席し、出席した取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同する旨、本買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねる旨、及び本資本業務提携契約を締結する旨の決議を行ったとのことです。また、当該取締役会には、対象者の監査役のうち本公開買付けに関し丸紅との間で本応募契約を締結しているN E C から派遣された役員である川上耕毅氏を除く監査役3名（うち1名は独立した社外監査役）が出席し、本公開買付けに賛同すること、本買付価格の妥当性については意見を留保し、本公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様のご判断に委ねること及び本資本業務提携契約を締結することについて異議がない旨の意見を全員が述べているとのことです。

また、公開買付者の完全親会社である丸紅は、対象者との間で、平成25年4月26日付で本資本業務提携契約を締結しており、主要な項目の概要は以下のとおりです。

(a) 資本提携及び業務提携の内容

対象者が丸紅グループの(ア)移動体通信回線の取次及び移動体通信端末の販売事業、(イ)移動体通信端末の修理に関連する事業、(ウ)対象者が運営するショップを活用する事業又はこれに関連する事業、(エ)その他移動体通信端末に関連する事業における中核として当該事業に関する戦略の立案及び遂行、事業計画策定、事業の遂行及び財務管理等を実施し、本公開買付けが成立した場合には、規模を拡大することによるシナジーの獲得、対象者及び丸紅グループのノウハウ提供・活用を通じたショップ事業の強化、対象者及び丸紅グループの顧客基盤を活用した営業力の強化の実現・遂行に向けて誠実に取り組む。

(b) 対象者による本公開買付けへの賛同

対象者は、取締役会において本公開買付けに対して賛同する旨の決議を行い、これを公表する。本公開買付け中の事情変更により対象者の取締役会が本公開買付けに対する賛同意見の撤回又は変更を行わないことが、対象者の取締役の善管注意義務違反になるおそれが高いと客観的に判断され、かつ、対象者から丸紅に対して、当該判断の内容及び具体的な理由を記載した書面を交付した場合又は丸紅が本資本業務提携契約に定める義務に重大な違反をした場合には、対象者は公表した賛同する旨の意見を撤回又は変更することができる。

(c) 完全子会社化の実施及び協力

本公開買付けが成立したものの公開買付者が本公開買付けによって対象者普通株式の全部を取得できなかった場合（本公開買付けへの応募株券等の総数が9,686,172株未満となった場合を除く。）には、丸紅は、公開買付者をして、全部取得条項付種類株式を用いた手法により、本決済日後約3ヶ月以内を目途に本完全子会社化手続を実施させ、対象者は、当社に対して、法令上及び対象者の少数株主保護の観点から対象者が可能と判断する範囲において最大限協力する。本完全子会社化手続において、本公開買付けに応募しなかった対象者の少数株主に対し交付される金銭の額については、本買付価格に当該少数株主が所有していた対象者普通株式の数を乗じた額とする。

(d) 役員のパ遣等

丸紅は、本公開買付けが成立し、かつその決済が行われた場合、丸紅指名取締役（常勤取締役2名、非常勤代表取締役会長1名及び非常勤取締役3名）及び常勤監査役又は非常勤監査役1名を指名する。対象者は、本公開買付けが成立した場合には、対象者が、本臨時株主総会において、(ア)対象者の定款に定める取締役の員数の上限を撤廃し、下限を3名以上とすることに係る定款変更議案、(イ)丸紅指名取締役の選任に関する議案及び(ウ)丸紅の指名する監査役1名の選任に関する議案等を上程するとともに、本臨時株主総会終結時点において丸紅指名取締役が対象者の取締役会の過半数となるよう、必要な人数の対象者の取締役（丸紅指名取締役を除く。）をして、対象者の取締役を退任させる。

丸紅は、当社をして、本資本業務提携契約締結日現在の対象者の取締役（NEC派遣取締役及び上記により退任する取締役を除く。）及び執行役員については、引き続きその任務に当たらせるものとする。

(e) 従業員の処遇

対象者及び丸紅は、本公開買付けが成立した場合（本公開買付けへの応募株券等の総数が9,686,172株以上であるか否かを問わない。）、本決済日から少なくとも2年間、本決済日における対象者の従業員全員について、その雇用を継続させ、また、その雇用条件を従業員に実質的に不利益に変更させない。なお、疑義を避けるために付言すると、対象者の就業規則等に基づき合理的に行われる就業の場所及び従事する業務の内容の変更は、雇用条件の実質的に不利益な変更には該当しない。

(f) 承諾事項

対象者は、完全子会社化の手続完了日手続が完了するまでの間、次に掲げる事項を行う場合には、予め丸紅の承諾を得るものとする。

(ア) 剰余金の配当等（ただし、対象者の第41期期末の剰余金配当は除く。）

(イ) 資本構成の変更

(ウ) 1件1億円以上の資産の譲渡又は担保提供、借入

(エ) 組織再編行為

(オ) 上記(ア)から(エ)の他対象者及びその子会社の通常業務の範囲（1件1億円以上の出捐を伴うか否かを目安とする。）を超える行為又はこれらの財政状態、経営成績又はキャッシュフローに1億円以上の重大な影響を及ぼす可能性のある行為

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

| 決算年月 | | | |
|--------------|--|--|--|
| 売上高 | | | |
| 売上原価 | | | |
| 販売費及び一般管理費 | | | |
| 営業外収益 | | | |
| 営業外費用 | | | |
| 当期純利益(当期純損失) | | | |

(2)【1株当たりの状況】

| 決算年月 | | | |
|------------|--|--|--|
| 1株当たり当期純損益 | | | |
| 1株当たり配当額 | | | |
| 1株当たり純資産額 | | | |

2【株価の状況】

(単位：円)

| 金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名 | 株式会社東京証券取引所 市場第一部 | | | | | | |
|--------------------------------|-------------------|----------|----------|---------|---------|---------|---------|
| | 平成24年10月 | 平成24年11月 | 平成24年12月 | 平成25年1月 | 平成25年2月 | 平成25年3月 | 平成25年4月 |
| 最高株価 | 3,360 | 3,340 | 3,645 | 4,190 | 4,450 | 6,450 | 6,780 |
| 最低株価 | 2,955 | 3,200 | 3,230 | 3,485 | 3,885 | 4,035 | 5,300 |

(注) 平成25年4月については、4月26日までのものです。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

平成 年 月 日現在

| 区分 | 株式の状況(1単元の株式数 株) | | | | | | | 単元未満株式の状況 (株) | |
|---------------|------------------|------|----------|--------|-------|----|-------|------------------|---|
| | 政府及び地方公共団体 | 金融機関 | 金融商品取引業者 | その他の法人 | 外国法人等 | | 個人その他 | | 計 |
| | | | | | 個人以外 | 個人 | | | |
| 株主数(人) | | | | | | | | | |
| 所有株式数 (単元) | | | | | | | | | |
| 所有株式数の割合(%) | | | | | | | | | |

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

| 氏名又は名称 | 住所又は所在地 | 所有株式数(株) | 発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%) |
|--------|---------|----------|---------------------------------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 計 | | | |

【役員】

平成 年 月 日現在

| 氏名 | 役名 | 職名 | 所有株式数(株) | 発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%) |
|----|----|----|----------|---------------------------------|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 計 | | | | |

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第39期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) 平成23年6月21日関東財務局長に提出

事業年度 第40期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) 平成24年6月19日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第41期第3四半期(自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日) 平成25年2月7日関東財務局長に提出

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

NECモバイリング株式会社

(東京都千代田区霞が関三丁目2番5号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5 【その他】

(1) 平成25年3月期決算短信の公表

対象者は平成25年4月26日に、以下の内容の平成25年3月期決算短信を公表しております。当該公表に基づく、同期の対象者の損益状況は以下のとおりです。なお、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照下さい。

損益の状況

| 決算年月 | 平成25年3月期(第41期) |
|------------|----------------|
| 売上高 | 141,010百万円 |
| 売上原価 | 119,900百万円 |
| 販売費及び一般管理費 | 10,900百万円 |
| 営業外収益 | 198百万円 |
| 営業外費用 | 173百万円 |
| 当期純利益 | 5,887百万円 |

一株当たりの状況

| 決算年月 | 平成25年3月期(第41期) |
|------------|----------------|
| 1株当たり当期純利益 | 405.17円 |
| 1株当たり配当額 | 130.00円 |
| 1株当たり純資産 | 3,218.55円 |

(2) 平成26年3月期業績予想の公表

対象者は平成25年4月26日に、平成25年3月期決算短信において、平成26年3月期業績予想を公表しております。当該公表に基づく、同期の対象者の業績予想は以下のとおりです。なお、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照下さい。

| 決算年月 | 平成26年3月期通期連結業績予想数値 (第42期) |
|------------|------------------------------|
| 売上高 | 141,000百万円 |
| 営業利益 | 7,700百万円 |
| 経常利益 | 7,700百万円 |
| 当期純利益 | 5,500百万円 |
| 1株当たり当期純利益 | 378.55円 |

平成25年3月期の業績と比較し、平成26年3月期連結売上高は横ばいを見込む一方、同営業利益及び経常利益は約25%（それぞれ、平成25年3月期約102.1億円から平成26年3月期77億円及び同約102.4億円から77億円）、同当期純利益は約7%（同約58.9億円から55億円）、それぞれ減少する見込みとのことです。対象者からの説明は以下の通りです。

平成26年3月期における日本経済は、株式市場の好調な推移、円安の進行など景気回復への期待感は見られるものの、本格的な景気回復にはなお時間を要すると思われ、先行きの不透明感は継続するものと思われているとのことです。

携帯電話販売市場は、より高性能なスマートフォンへの買い替えやタブレット端末の需要拡大等により、引き続き堅調に推移するものと思われ、新たなサービスの拡大も期待され、周辺商材の需要拡大は継続するものと予想する一方、携帯電話の故障時にスマートフォンへの買い替えを行うユーザーが増加していること等の事情から、携帯電話の修理対象台数が減少する傾向は続き、保守サービス需要の減少は継続することが予想されるとのことです。

平成26年3月期の業績の見通しについては、携帯電話端末のさらなる販売拡大をめざし、モバイルセールス事業は増益を見込んでいるとのことです。他方、モバイルソリューション事業については、対象者によるスマートフォン修理の当社受注の減少や、フィーチャーフォン（従来型の携帯電話）を中心とした修理対象機種稼働台数減少、さらに修理を依頼するお客様の減少継続により、既存事業であるNEC製端末の修理台数は半減となる見込みです。このような状況の中、新規顧客からの携帯電話修理の受注獲得を目指すことでモバイルソリューション事業における利益の減少を抑止することを企図するものの、平成26年3月期売上高は横ばいを見込む一方、平成26年3月期営業利益、経常利益及び当期純利益は上記の通り減少する見込みとのことです。

(3) 平成26年3月期配当予想（中間配当）

平成25年3月期決算短信によれば、対象者は、平成25年4月26日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、本公開買付けに応募する対象者の株主と応募しない対象者の株主との間に経済的効果の差異が生じる可能性があるため、対象者の株主の間での公平性を確保する観点から、平成26年3月期の剰余金の配当（中間配当）を行わないことを決議したとのことです。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照下さい。